## 税金 平成17年度

**5月2日は、固定資産税　第1期**
**5月31日は、軽自動車税　全　期**
**の納期です！**

納税相談も行っています！

税金を納期限までに納付しない場合、延滞金が加算されます。

## 最終 平成16年度課税分の徴収強化

■未納者・納税相談の無い方については、戸別訪問・滞納処分を執行します。

■平成16年4月～平成17年3月中旬までの差押状況

| | | | |
|---|---|---|---|
| 土地 | 35件 | 預貯金 | 15件 |
| 建物 | 34件 | 出資金 | 1件 |

平成17年度は差押物件の公売を予定しております。

お問い合わせ・納税相談は宜野湾市役所納税課　☎893－4411内線（246～255）

## 平成17年4月から30歳未満の「若年者納付猶予制度」が始まります!!

**これまでの制度では…✕**

本人及び配偶者の所得が少なくても収入のある親と同居していると免除となりません。

**新しい制度では…○**

30歳未満の方に限り（※所得制限あり）
本人及び配偶者の所得が少なければ収入のある親と同居していても免除となります。

※若年者納付猶予制度の所得制限額（扶養者数により制限額が異なります）

| 扶養者数 | 扶養なし | 扶養1人 | 扶養2人 | 扶養3人 |
|---|---|---|---|---|
| 所得制限額 | 57万円 | 92万円 | 127万円 | 162万円 |

**納付猶予が認められると・・・**

★納付猶予期間は、年金の受給資格期間（最低25年必要）に算入されます。
★年金額の計算には反映されませんが、老齢年金の減額を防ぐため、10年間は保険料の追納ができます。
★障害年金・遺族年金の請求時には、納付と同じ扱いとなります。

詳しくは市民課年金係まで　☎098－893－4411（内線114・117）　コザ社会保険事務所　☎098－933－3437
http://www.ginowan.okinawa.jp/

## 茶（ちゃー）ぐわーゆんたく ⑫

# 清明祭で家族団らん

春の訪れを感じる旧暦三月になると、宜野湾市でも清明祭が行われます。中国から伝わった祖先供養の行事である清明祭は、本島中南部で盛んに行われています。

戦前、宜野湾市では各字で日程を決め、字単位で清明祭を行っていました。現在では自治会長会で日程を決定し、市内一斉に実施され、今年は四月十七日に行われます。米軍基地内に墓地を所有する方々には、出入許可書が交付され、基地内で墓参りをします。墓前には肉・揚豆腐などを詰めた伝統的な重箱料理の他に、お菓子・果物を供える家庭もみられると思います。

もりだくさんの料理を墓前に供える親族
（宜野湾市内・1980年前半）

このように、基地の存在によって清明祭の有り様にも影響が見られるものの、家族揃ってご馳走を広げ、楽しく料理をいただく姿を現在でも目にすることが出来ます。

これからも、祖先に対する供養の思いを大切にしながら、清明祭を通じて親族同士の交流をさらに深め合いたいものですね。

フェンス越しにひっそりとたたずむお墓（大謝名）

「宜野湾市史」への問い合わせ
教育委員会文化課
893―4431